

業務管理体制の整備に関する事項の届出先

○児童福祉法

区分	事業所等の所在地	届出先
指定障害児通所支援事業者	①事業所等が複数の県に所在する場合	厚生労働省
	②事業所等が広島市のみ所在する場合	広島市
	③事業所等(児童発達支援センターを除く)が福山市, 呉市のみ所在する場合	福山市, 呉市
	④その他	広島県
指定障害児入所施設	⑤施設が複数の県に所在する場合	厚生労働省
	⑥施設が広島市のみ所在する場合	広島市
	⑦その他	広島県
指定障害児相談支援事業者	⑧事業所が複数の県に所在する場合	厚生労働省
	⑨事業所が一の市町に所在する場合	各市町
	⑩その他	広島県

※指定発達支援医療機関は厚生労働省に届け出を行う。